

呉市公共施設白書【概要版】

1 呉市公共施設白書作成の目的

★限られた行政資源を有効に配分し、更なる市民サービスの質の向上を図るため、施設の集約化・既存施設の有効活用を行う必要があります。このため、施設の設置状況・利用状況などの実態を調査し、総合的・横断的に課題を把握することを目的として、「呉市公共施設白書」を作成しました。

2 呉市公共施設白書の対象施設等

◆「呉市公共施設白書」とは、呉市が保有する全ての施設について設置状況、利用状況などの実態を調査し、まとめたものです。ただし、次の事項に該当する施設は調査の対象外としました。

移転などを行うことが困難なもの	都市公園、道路、下水道施設など
小規模で軽易な建築物	倉庫(約50㎡以下)、屋外トイレなど

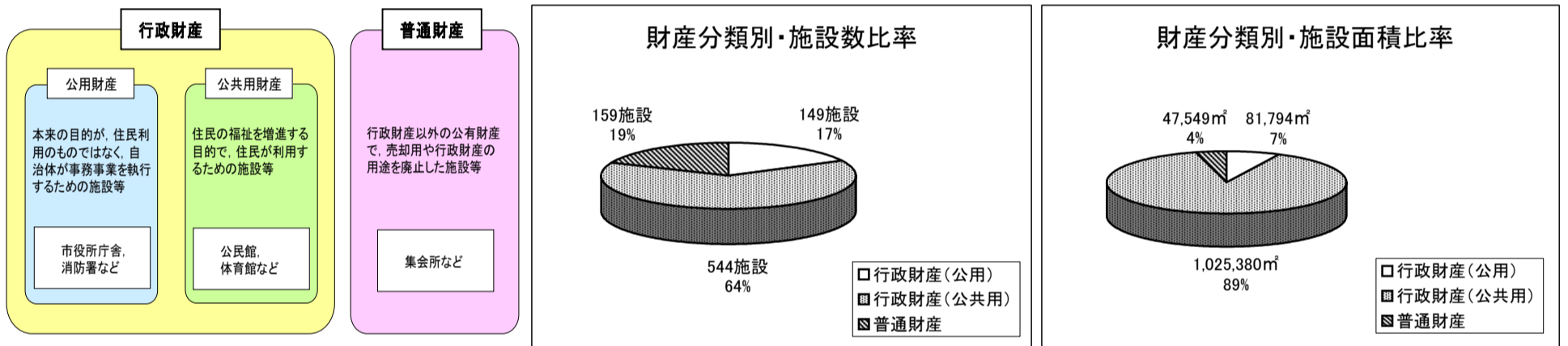


総施設数	852 施設
総棟数	2,330 棟
総延べ面積	1,154,723 ㎡

※平成22年12月末現在

3 公共施設の財産分類

◆地方公共団体が保有する公有財産は、その性質により大きく「行政財産」と「普通財産」に分類されます。「行政財産」のうち、行政事務を執行するための施設等を「公用財産」といい、住民の福祉を増進する目的で住民の皆さんが利用する施設等を「公共用財産」といいます。また、行政財産以外の公有財産で、売却用の不動産や行政財産としての目的を廃止した施設等のことを「普通財産」といいます。◆本白書では、「行政財産」と「普通財産」に属する全ての施設を対象としています(上記の対象外施設を除く。)

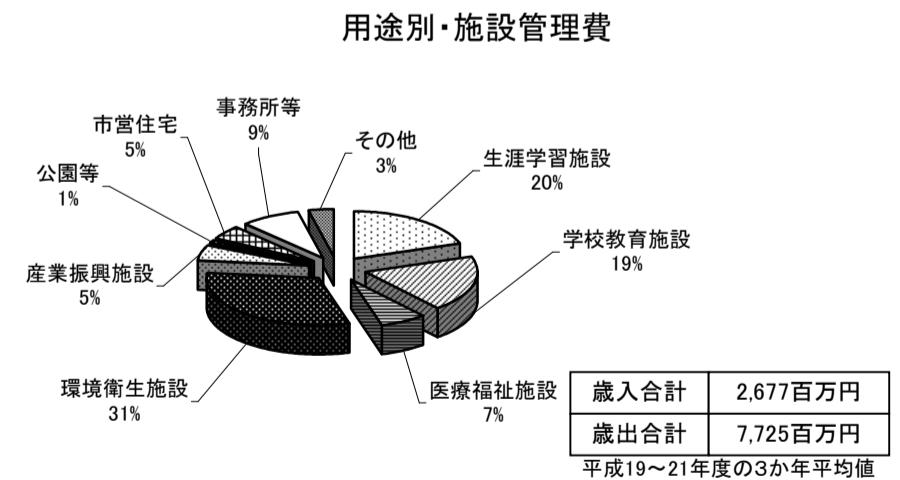


4 公共施設の用途別分類

大分類	小分類	具体例
生涯学習施設	社会教育施設	公民館、社会教育施設、体験施設、キャンプ場など
	芸術文化施設	文化ホール、美術館、図書館など
	スポーツ施設	総合運動施設、野球場、プールなど
	文化財	文化財施設など
	集会所等	集会所、隣保館、自治会館、コミュニティセンターなど
学校教育施設	義務教育施設	小学校・中学校(休校施設を含む。)
	高等教育施設	高等学校
	その他教育施設	共同給食調理場、教員住宅など
医療福祉施設	医療施設	病院、診療所、医師用官舎など
	児童福祉施設	保育所、幼稚園、児童館、放課後児童会など
	高齢者福祉施設	介護予防施設、グループホームなど
	障害者福祉施設	身障者福祉センター・小規模通所授産施設など
環境衛生施設	ごみ処理施設	ごみ焼却施設、ごみ収集中継施設など
	し尿処理施設	し尿処理施設など
	斎場	斎場
産業振興施設	新産業・起業支援施設	インキュベーション施設
	観光施設	観光施設、観光振興施設など
	港湾施設	港湾ターミナル・港湾上屋など
	農業施設	産品加工・販売施設など
	水産施設	漁具保管施設・水産荷さばき施設など
	市場施設	市場施設
公園等		条例設置公園、農村公園など
市営住宅		市営住宅
事務所等	中央機関	市役所庁舎・消防署など
	地域機関	市役所支所・保健出張所など
その他		上記以外の施設

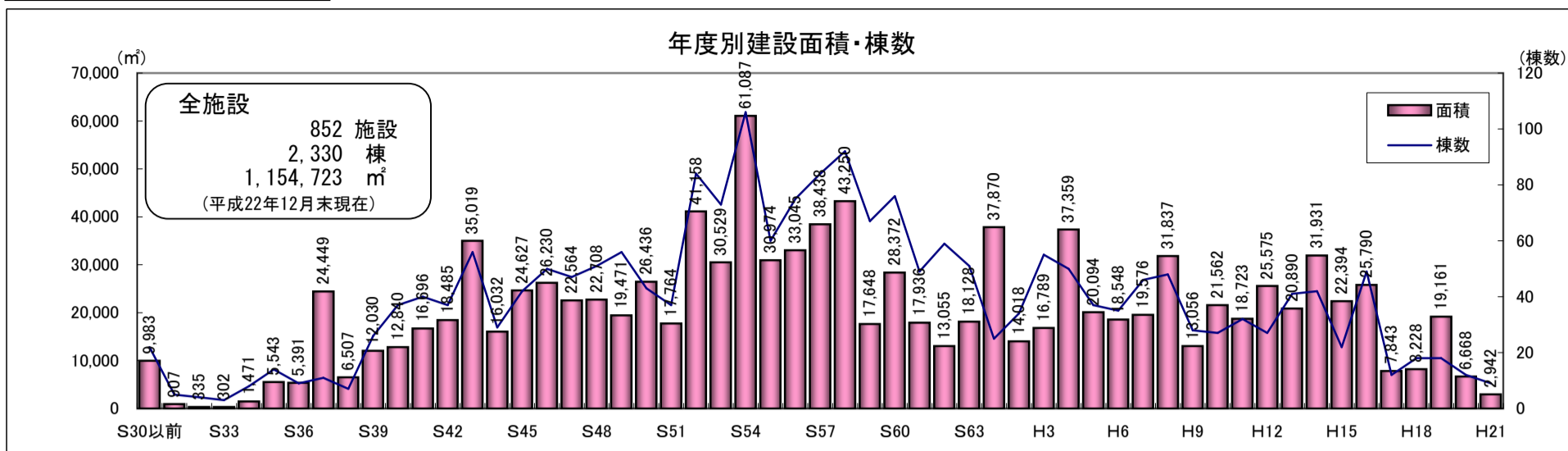
5 用途別・施設管理費

◆次のグラフは、市内で保有する公共施設の管理運営に係る大分類別の経費についての比率を表しています。
◆このグラフでの「施設管理費」とは、施設の建設費や、施設に付随する事業などを除いた施設の維持管理費のみを抽出したもので、平成19～21年度の3か年の平均値で算定したものです。

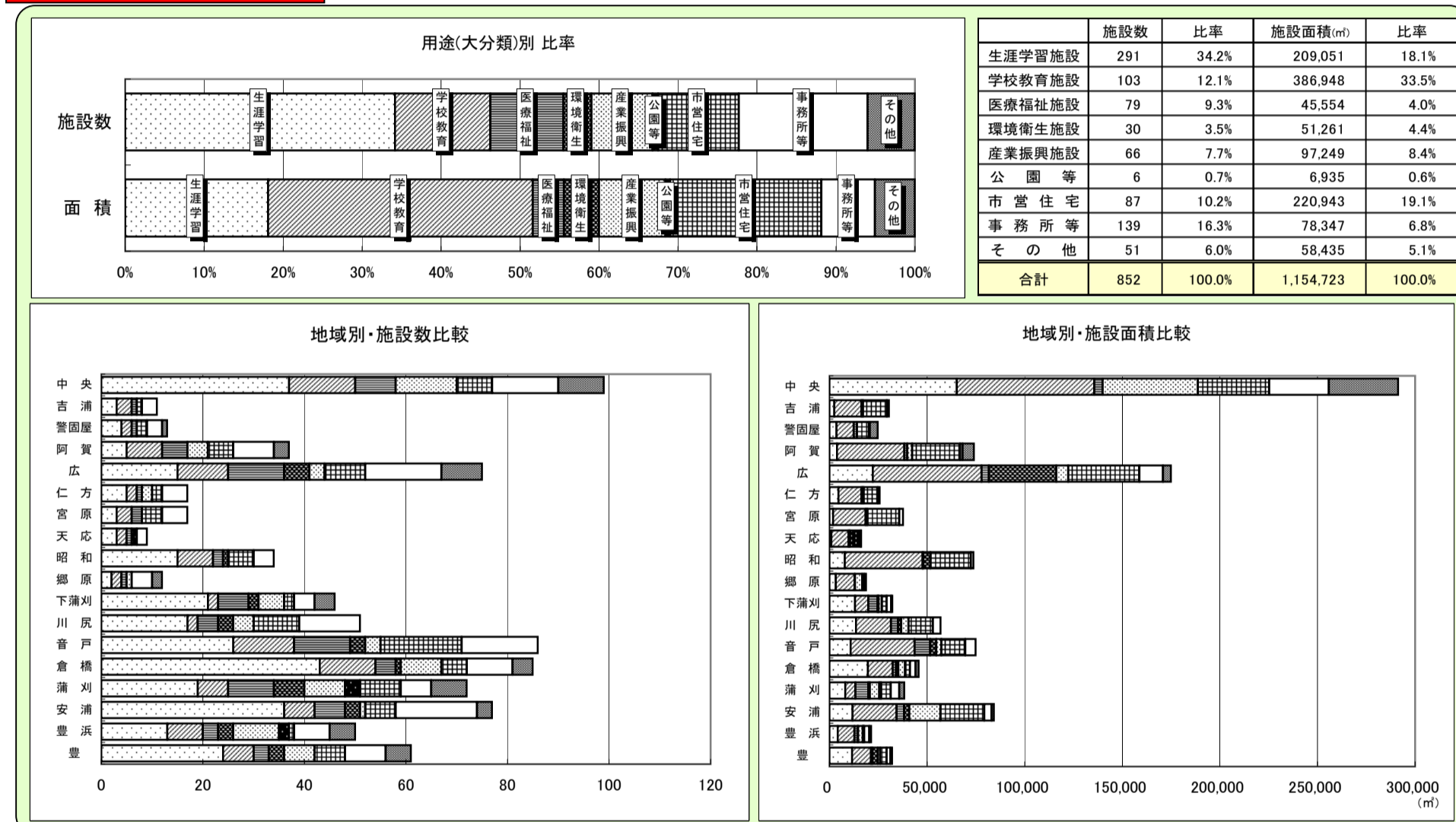


◆公共施設は、設置目的や利用対象者を設定して整備を行っています。市内の公共施設の状況を把握するため、設置目的別に分類します。ただし、当初の設置目的が、社会情勢などにより変化したものがありますが、本白書では現在の利用実態で分類します。

6 公共施設の建設状況



7 公共施設の設置状況



8 今後のスケジュール

